



政策決定の透明性

柴生田 晴四
(経済倶楽部理事長)

▼2月末に突然安倍首相が表明した全国の小中高の一斉休校の要請は、この政権の抱える政策決定過程の危うさを改めて浮き彫りにしました。世論調査では、この要請に対して7割が理解を示しています。しかし、教育機関を所管する文部科学省も、医療・保健衛生を所管する厚生労働省も、前日までこの件を知らされておらず、全国の自治体を所管する総務省に至っては発表後でした。この時点で全

国一律の休校が本当に必要なだったのか。そして子供が学校にいる間に働いている親への配慮や、給食をどうするのか。何よりも一か月以上も子供にどう過ごさせるのか。現場の意見や調整を一顧だにせず首相と一部の側近だけで独断専行で決定されたその政策決定過程こそが問題なのです。

▼この決定は、スペイン風邪流行の際にいち早く同様の措置を断行して被害を最小限に食い止めたアメリカの一方都市セントルイスの事例に触発されたものとされています。しかし、その経験を全国一律の政策に援用するのは極めて乱暴です。

▼新型コロナ騒ぎに隠れてしまいました。が、「桜を見る会」の前日に行われた安倍後援会

の会合を巡る安倍事務所の経理処理や、東京高検検事長の定年延長など、明らかに安倍首相周辺の不適切かつ不透明な事案が頻発しています。検事長の定年延長問題では、森雅子法相の国会答弁が逃走して審議が度々中断、あげくのはてに、東日本大震災の際に「検察官が福島県いわき市から最初に逃げた。その時に身柄拘束している十数人を理由なく釈放した」との答弁が撤回に追い込まれました。安倍首相は森法相を嚴重注意して一件落着の構えですが、元はといえば、自らに近い官僚を重用するために法解釈を強引に変更したのが原因です。無理な答弁を強いられた法相も被害者かも知れません。

▼3月13日には新型コロナウイルスに対応す

る改正特別措置法が国会で成立しました。これにより、首相が非常事態を宣言すれば、外出や集会の禁止など国民の権利を制限する強制措置が可能になります。問題なのは、何が非常事態に当たるのかの要件が極めて抽象的であまいなことです。改正前の新型インフルエンザ等対応特別措置法の成立時には権利制限に対する不服申し立て制度の検討が付帯決議されています。しかし、今回も検討は見送られたままです。「集会の自由」は、表現の自由を制限することが権力の暴走を許した過去を再来させないために憲法に規定された民主体制の基本原則です。基本的人權の安易な侵害をあまいな規定で許してしまう危うさをもっと深刻に受け止めるべきでしょう。